

# 定 款

2022年6月22日

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社と称し、英文名を H<sub>2</sub>O RETAILING CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理

1. 百貨店業
2. スーパーマーケット業
3. 不動産の管理・賃貸・売買および仲介業
4. 物品卸売業ならびに通信販売業、輸出入業および内外商取引の代理業
5. 建設工事の設計・監理・施工および請負業
6. 医薬品・医療用具・化粧品・化学工業用薬品・毒物・劇物の販売業および輸入業、肥料売買業
7. 専売品・計量器の販売業、古物売買業
8. 食料品の製造加工業および販売業、酒類の卸・小売業ならびにコンビニエンスストア業
9. 衣料品・服飾雑貨・靴・眼鏡・光学機器・サングラス、日用品雑貨ならびに家具・建具の製造および販売業
10. 書籍、スポーツ用品、玩具、TVゲーム、園芸用品の販売業
11. 飲食店および喫茶店の経営
12. フランチャイズ・チェーンシステムによる飲食店および食料品店の経営ならびに厨房設備器具および什器備品の販売
13. ペットショップの経営およびペットの美容・理容業ならびにペット関連商品の開発
14. 動物の診療・宿泊施設の経営
15. 都市計画・地域開発、商業施設・公共施設等の開発に関する調査・企画・設計および維持管理・運営ならびにそれらのコンサルティング業
16. 食料品、衣料品および服飾品等の商品検査業務ならびに各種企業に対する環境衛生および品質管理に関するコンサルティング業
17. 展覧会・見本市・展示会・催事その他各種イベントに関する調査・研究・企画・制作・運営・管理業
18. ホテル業、興行場・遊戯場・駐車場およびスポーツ・文化各施設の経営、ビルメンテナンス業、警備業、写真業、理容業、美容業、クリーニング業、クリーニング取次業、貸衣装業、集配金代行業、産業廃棄物および一般廃棄物収集・処理業
19. 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業および倉庫業
20. 事務用機器・自動車・家具・家庭用品・美術品・スポーツ・娯楽用品等のレンタル・リース業およびビデオテープ・ビデオディスクの企画・製作・販売業
21. 情報システムの賃貸、企画・開発設計および販売業
22. 経理・計算業務の受託、情報提供・処理サービス業およびこれに関連する調査・開発・コンサルティング業

23. 工業所有権・著作権等無体財産権の維持・管理、使用許諾・譲渡および仲介業
24. 広告代理業および印刷・出版業
25. 労働者派遣事業
26. 各種企業および団体に属する社員の研修業務および教養、技能等に関する講座の開設および運営
27. 介護保険法による居宅介護支援事業および福祉用具貸与の居宅サービス事業、介護予防サービス事業、特定福祉用具販売事業、特定介護予防福祉用具販売事業
28. 旅行業、旅行代理店業および会員権売買斡旋業
29. クレジットカード業、前払式特定取引業、金銭の貸付およびその貸借の媒介、生命保険募集業および損害保険代理業、両替業
30. 保育サービス業
31. 前払式支払手段の発行、電子決済システムの提供および加盟店の募集ならびにその代理業
32. 前各号に付帯または関連する一切の業務

(2) 前項各号の事業および前項各号に付帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関設置)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数と

なる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  
③ 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

（招集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

- ② 前項のほか、必要ある場合は、臨時株主総会を招集する。

（開催場所）

第13条 当会社は、大阪市で株主総会を開催する。

（定時株主総会の基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員 数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### (選 任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査等委員である取締役（以下「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。
- ③ 取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ④ 取締役（補欠監査等委員を含む。）の選任決議については、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### (取締役会長・取締役社長等)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

### (代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

### (取締役会)

第24条 当会社の業務執行は取締役会においてこれを決する。

### (取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### (取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選 任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が

規定する額とする。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金等の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 附 則

### (監査役の責任免除等に関する経過措置)

第1条 平成28年6月開催の第97期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、会社法第426条第1項の規定による損害賠償責任の免除および会社法第427条第1項の規定による損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定期株主総会の決議による前の定款第37条第1項および同条第2項の定めるところによる。

### (電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等)

第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則第2条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。